令和８年度一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託特記仕様書

（適用）

第１条　この仕様書は、静岡県道路公社（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ発注する令和８年度一般自動車道「伊豆スカイライン」料金徴収業務委託に適用する。

（委託道路）

第２条　この契約で料金徴収業務を委託する道路は、一般自動車道「伊豆スカイライン」（田方郡函南町桑原字国見嶽から伊豆市冷川まで）とし、路線図は別紙１のとおりとする。

（委託期間及び委託料の支払い）

第３条　この契約の期間は、契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとし、このうち料金徴収期間は、令和９年度は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで、令和 10 年度は令和 10 年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで、令和 11 年度は令和 11 年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとする。

２　乙は、契約締結日から令和９年３月 31 日までに、従業員の確保等、令和９年度の料金徴収業務に係る必要な準備を行うものとする。

３　乙は、第１項に定める各年度の料金徴収期間開始日の６日前までに、従業員に対して委託業務に係る事前研修を行うものとする。

４　乙は、第１項に定める各年度の料金徴収期間開始日の２ヶ月前までに、前項の事前研修に関する研修期間、研修内容等を記載した研修体制計画書を甲に提出しなければならない。なお、令和９年度の料金徴収業務に係る研修体制計画書は、契約締結後１ヶ月以内に提出するものとする。

５　乙は、第３項の事前研修に際して、甲が別途配布する「料金徴収業務マニュアル」を本契約に関する全ての従業員に予め配布し、その内容を把握させた上、遵守させなければならない。事前研修以降に雇用した従業員に対しても同様に研修を行うものとする。

６　乙は、研修の実施後、第１項に定める各年度の料金徴収期間開始日の５日前までに、研修期間、研修参加者氏名、研修内容を記載した研修報告書を甲に提出しなければならない。

７　甲は乙に委託料を令和８年度は支払わない。静岡県道路公社料金徴収業務委託契約約款（以下「約款」という。）第４条第１項に規定する月別資金計画書に基づき、全額を令和９年度以降に支払う。

（所轄事務所）

第４条　約款でいう所轄事務所は、静岡県道路公社東部管理センターとする。

（料金所）

第５条　約款第２条第１項第１号の甲が定める料金所は、熱海峠料金所、亀石峠料金所、冷川料金所、天城高原料金所とし、その位置は別紙２から別紙５までのとおりとする。

（指定金融機関及び納入方法）

第６条　約款第７条第３項の甲が指定する金融機関口座への納入方法は表－1 のとおりとする。

表－１　金融機関口座納入方法

金融機関名等	金融機関名　スルガ銀行伊東支店
納入方法	甲指定機関が集金
金融機関集金回数	週３回（月・水・金曜日）の金融機関営業日
金融機関の集金場所	亀石峠料金所事務所
備考	亀石峠料金所へ徴収金を運搬すること 【熱海・冷川・天城】 当日分徴収金をできる限り翌朝 9:30 までには運搬（繁忙日等収入金が多い場合は当日の夕方に一部運搬）

（責任者の配置）

第７条　約款第 11 条第 1 項の責任者は、亀石峠料金所へ配置し、一般自動車道「伊豆スカイライン」の業務についてその責務を負う。

（事務補助者の配置）

第８条　約款第 12 条第 1 項の事務補助者は熱海峠料金所、亀石峠料金所及び天城高原料金所へ配置し、熱海峠に配置する事務補助者は熱海峠料金所に関する業務、天城高原に配置する事務補助者は天城高原・冷川の各料金所に関する業務について、それぞれ責務を行う。

また、亀石峠に配置する事務補助者は、責任者の事務を補助するとともに、責任者不在時はその業務を代行する。

２　熱海峠料金所及び天城高原料金所に配置する事務補助者は、徴収金を亀石峠料金所事務所まで運搬し、責任者へ引き継ぐこと。また、毎日の各料金所のつり銭準備金必要額を把握し、運搬を行うこと。

３　熱海峠料金所に配置した事務補助者又は事務補助者の休暇日に配置された事務補助者に代わる徴収員は、料金徴収により交通に渋滞をきたすことのないよう、必要時に、徴収の補助として次の事項を自ら行うか、若しくは徴収員に行うよう指示しなければならない。

（１）渋滞待ち車両に対する、事前の通行券販売。

（２）二輪自動車を熱海峠駐車場へ誘導のうえ、二輪自動車を対象とした事前の通行券販売。

（３）複数レーン開放時に単一のレーンに車両が集中する場合等、渋滞待ち車両に対する適切なレーンへの誘導

４　熱海峠料金所に配置した事務補助者又は事務補助者の休暇日に配置された事務補助者に代わる徴収員は、甲が熱海峠料金所横に設置する観光案内所の開錠等の業務を次のとおり自ら行うか、若しくは徴収員に行うよう指示しなければならない。

（１）開錠　毎日午前 9 時

入口の扉を開錠し、窓のシャッターを開け、照明を点灯し、計測機の電源を入れる。

（２）施錠　毎日午後 4 時

窓のシャッターを閉め、計測機の電源を切り、照明を消灯し、入口の扉を施錠する。

（３）見回り　午後 0 時から午後 2 時の間に毎日 1 回

案内所内部を巡回する。

（４）異常時等の通報

観光案内所内外の異常又はパンフレット不足を確認した場合には、所轄事務所に電話連絡を行う。

（５）利用者数の集計

毎日施錠時に、案内所内に設置する計測機の数値を記録し、甲からの求めに応じ報告する。

（料金徴収時間）

第９条　約款第 14 条第 1 項第 2 号の料金徴収時間は表－2 のとおりとする。

表－２　道路別料金徴収時間

道路別	曜日別	料金所別	徴収を行う車両	時　　間
一般自動車道 「伊豆スカイライン」	全　日	熱海峠料金所 亀石峠料金所 天城高原料金所	上下線	6：00～22：00
		冷川料金所		7：00～19：00

（徴収する料金等）

第10条　約款第 14 条第 1 項第 2 号の料金及び回数券の料金並びに車種区分は別表 1 のとおりとする。

（回数券の処理）

第11条　約款第 14 条第 1 項第 2 号の回数券の回収については、通過した料金所で徴収する該当区間の回数券を回収する。

（回数券の販売）

第12条　約款第 14 条第 1 項第 3 号の回数券の販売は、亀石峠料金所事務所で行うものとする。ただし、他の料金所で購入の予約を受けた場合は当該料金所で販売を行わなければならない。

（領収日付印）

第13条　乙は、約款第 14 条第 1 項第 6 号の甲が支給する領収日付印の印影が明瞭でなくなった場合は、速やかに甲に連絡すること。

（領収書用ロール紙）

第14条　約款第 8 条第 1 項における通行券等には、領収書用ロール紙を含むものとする。

（異常気象時等の措置）

第15条　約款第 17 条の乙が行う異常気象時等の措置は表－3 のとおりとする。

表－３　異常気象時等の措置

項　　目		措　　置
異常気象時	雨量規制等に伴う通行止の措置（台風含む）	甲から指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
	災害が発生した時	甲の指示により熱海峠・玄岳・韮山峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所の進入レーンへバリケード及び通行止規制標識（301）（約款別紙９）を設置する 甲から指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する

地震発生時	熱海市・田方郡函南町・伊豆の国市・伊東市・伊豆市で震度 5 弱以上の地震を観測し気象庁が発表した時	甲の指示により熱海峠・玄岳・韮山峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所の進入レーンへバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する 甲から指示があった場合は熱海峠・亀石峠・冷川・天城高原の各料金所に設置されている道路情報板に表示する
東海地震注意情報発表時 東海地震警戒宣言発令時		甲の指示により甲が配備した看板を設置する

2　乙は、大雨、洪水警報（以下「警報」という。）が発令された場合、熱海峠・亀石峠・冷川の各料金所については、一般自動車道「伊豆スカイライン」の雨量計測を次のとおり行わなければならない。

（1）料金所設置の雨量計で、降り始めから 1 時間毎の雨量を発令から解除となるまで甲へ報告する。

（2）営業時間終了後、警報が継続して発令されている場合には、翌朝の営業開始後速やかに営業時間外の 1 時間ごとの雨量を報告する。

3　乙は、前各項のほか異常気象時に次のとおり対応する。

（1）利用者から災害、積雪、路面凍結等の発生情報を得た場合、後続 2～3 台からも情報を確認し、速やかに甲に報告する。

（2）甲から求められた場合、料金所の積雪量、気温等を報告する。

（3）積雪時等に甲から求められた場合、料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する。

（4）チェーン必要時の場合、非装着車両に対し、装着について注意・喚起する。

（5）利用者からの通行規制情報問い合わせに対応する。

（6）異常気象等により料金徴収を行うことが不可能な場合、乙は甲へ報告し、その指示に従う。

（7）雨量規制等による通行止め措置がされた場合には、乙は徴収員を料金所に配置せずに、料金所事務所で待機させる。

なお、甲が、区間を定めて通行止めを行う場合には、当該区間を除いた料金徴収を実施する区間に係る料金所の職員は引き続き料金所に配置するものとする。

（清掃等）

第16条　約款第 18 条の乙が行う清掃等の範囲は、別紙 2 から別紙 6 までに示したとおりとする。

（落下物等）

第17条　約款第 19 条は適用しないものとし、乙は、道路路面上に通行の支障となる落下物等の情報を得た場合は、次のとおり処理するものとする。

（1）情報提供者・通報者から、落下物等発生の場所及び状況について収集する。

（2）利用者から情報を得た場合には、後続 2～3 台からも前号の情報を確認する。

（3）甲に落下物等の概要を直ちに報告する。ただし、所轄事務所の勤務時間外の場合は、甲が別途定める非常連絡系統図により報告するものとする。

（4）甲から指示があった場合、料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する。

（5）甲から指示があった場合、道路情報板を表示させる。

２　一般自動車道「伊豆スカイライン」を走行中に、道路路面上に通行の支障となる落下物等を発見した場合は、乙はこれの除去を行わなければならない。ただし、落下物除去に際し危険を伴う場合は、応急措置を行い、至急甲に連絡するものとする。

（貸付施設等）

第18条　約款第 26 条第 1 項の甲から乙への貸与施設等は別表 2 のとおりとし、同表の管理分担により維持管理を行う。ただし、事務所及び料金所については、乙は別表 3 掲載の項目によりその修理を行わなければならない。

２　乙は、火の元責任者を決め、業務終了後事務所等から退出する際は、あらかじめ甲の同意を得た戸締り当番日誌を作成し、電気、火の元及び戸締り等を確認し、防犯、火災防止等に努めなければならない。ただし、火の元責任者が休暇日の場合は、乙は代替者を配置する。なお、貸与施設内においては、禁煙とする。また、乙はあらかじめ非常時連絡系統図を作成し、非常時には速やかに連絡をすること。

（費用負担）

第19条　約款第 27 条の甲が負担する費用は別表 2 に明記されたもののほか次のとおりとする。

（１）火災保険料

（２）電気使用料

（３）水道使用料（旧玄岳料金所及び旧韮山峠料金所は飲用水設備なし）

（４）雨量計の保守及び消耗品費用

（５）防犯・非常通報警備システム機器による警備委託費用（電話回線による通信料を除く）

（６）熱海峠及びスカイポート亀石公衆トイレの保守費用（トイレットペーパー、ハンドソープ、洗剤及び清掃用具等の消耗品費用を除く）

（７）浄化槽の管理及び清掃費用（熱海峠料金所及び公衆トイレ分）

（８）ゴミ処分費用（乙の持込物により生じたゴミを除く）

（時間別通行台数内訳表）

第20条　乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」各料金所の方向別及び時間別の通行台数を記録し、時間別通行台数内訳表（様式第 2 号）を作成して毎日、前日分を甲に提出するものとする。

（雨量計）

第21条　乙は、熱海峠料金所・亀石峠料金所・冷川料金所に設置されている雨量計の用紙及び部品交換等を行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

（公衆トイレの清掃）

第22条　乙は、熱海峠料金所脇、冷川料金所事務所及び天城高原料金所事務所に設置されている公衆トイレの清掃、トイレットペーパーの補充等を毎日行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

２　乙は、一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石駐車場にあるスカイポート亀石公衆トイレ（別紙 8 に示す範囲）の清掃及びドッグラン施設のウンチボックス回収作業を毎日 1 回（ただし、次項各号に掲げる日は 3 回）、トイレットペーパーの補充等を毎日 1 回行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

３　前項ただし書きのスカイポート亀石公衆トイレの清掃等を日に3回行う日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）土曜日

（３）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（４）毎年4月29日から5月6日までの期間

（５）毎年7月21日から8月31日までの期間

（６）毎年12月29日から翌年1月3日までの期間

４　乙は、第1項、第2項に掲げる清掃業務を行ったときは、トイレ清掃確認表（様式第6号）に記録のうえ各トイレに掲示するものとする。

また、記載欄をすべて使用した清掃確認表は、箇所別・月別に取りまとめ亀石峠料金所事務所で保管するものとする。

（道路巡回）

第23条　乙は、甲が別に定める「道路巡回要領」に基づき、約款第24条の2第1項各号に掲げる日に道路巡回を行うものとする。

（異常発見時の公社への通報）

第24条　乙は、料金所間の連絡、徴収員の送迎及び道路巡回等で道路内を移動する際に、道路の異常を発見した場合には、甲へ報告すること。

（観光案内）

第25条　乙は、積極的に伊豆の観光情報の把握に努め、利用者に対し真摯に観光案内を行うものとする。

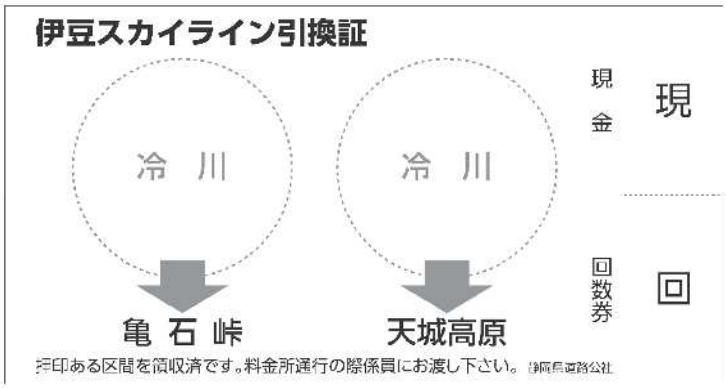
（ＥＴＣＸ及び定期券業務の追加）

第26条　乙は、約款第2条に定める業務として、ＥＴＣ多目的利用サービス「ＥＴＣＸ」の機器による徴収業務及び「定期券」を確認し通行させる業務を行うものとする。

（引換証）

第27条　乙は、冷川料金所においては、引換証（様式第1号）の該当欄に領収日付印を押印し、必要事項を記入のうえ、現金で料金を徴収した利用者及び回数券の利用者に必ず渡すものとし、利用者が次に通過する料金所においては、引換証を回収して通過させるものとする。なお、料金所で回収した引換券は、料金所別・日別に整理し亀石峠料金所事務所で保管するものとする。

様式第１号（第 27 条関係）



様式第２号（日本産業規格Ａ４縦版）

時 間 別 通 行 台 数 内 訳 表

〇〇年〇〇月分　伊豆スカイライン集計月報　集計表

年　　月　　日　〇曜日　天候

道路名　伊豆スカイライン　　料金所名

時　間	〇〇→△△				△△→〇〇				合計	備考
	現金等 ①	無料車 ②	その他 ③	計	現金等 ①	無料車 ②	その他 ③	計		
6:00 ～ 7:00				0				0	0	
7:00 ～ 8:00				0				0	0	
8:00 ～ 9:00				0				0	0	
9:00 ～ 10:00				0				0	0	
10:00 ～ 11:00				0				0	0	
11:00 ～ 12:00				0				0	0	
12:00 ～ 13:00				0				0	0	
13:00 ～ 14:00				0				0	0	
14:00 ～ 15:00				0				0	0	
15:00 ～ 16:00				0				0	0	
16:00 ～ 17:00				0				0	0	
17:00 ～ 18:00				0				0	0	
18:00 ～ 19:00				0				0	0	
19:00 ～ 20:00				0				0	0	
20:00 ～ 21:00				0				0	0	
21:00 ～ 22:00				0				0	0	
合　　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

備考

１　この書類は受託者が保管する。

２　毎日の通行台数を、翌営業日に所轄管理センターへＦＡＸすること。

３　①へは、通行券発行枚数、回数券回収台数及び船車券回収台数を記入する。
　　②へは、緊急自動車、公務通行証により料金を徴収しない車両台数を記入する。
　　③へは、Ｕターン車両、逃亡車両等の台数を記入する。
　　④へは、出口券回収台数、回数券・船車券引換証回収台数を記入する。

様式第3号（第22条第4項第1号関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

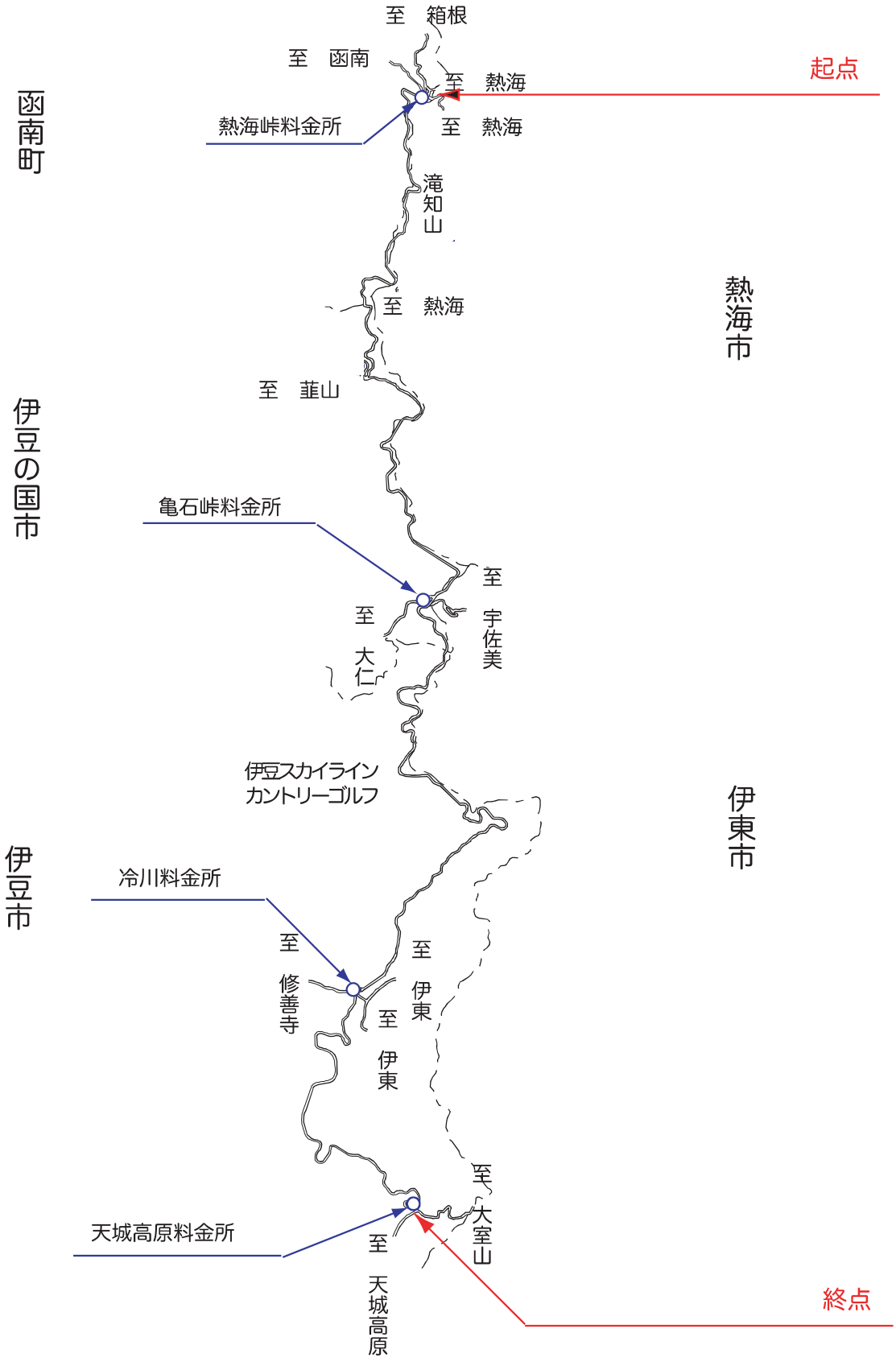
トイレ清掃確認表

実施日	実施 時間	実施者	実施日	実施 時間	実施者

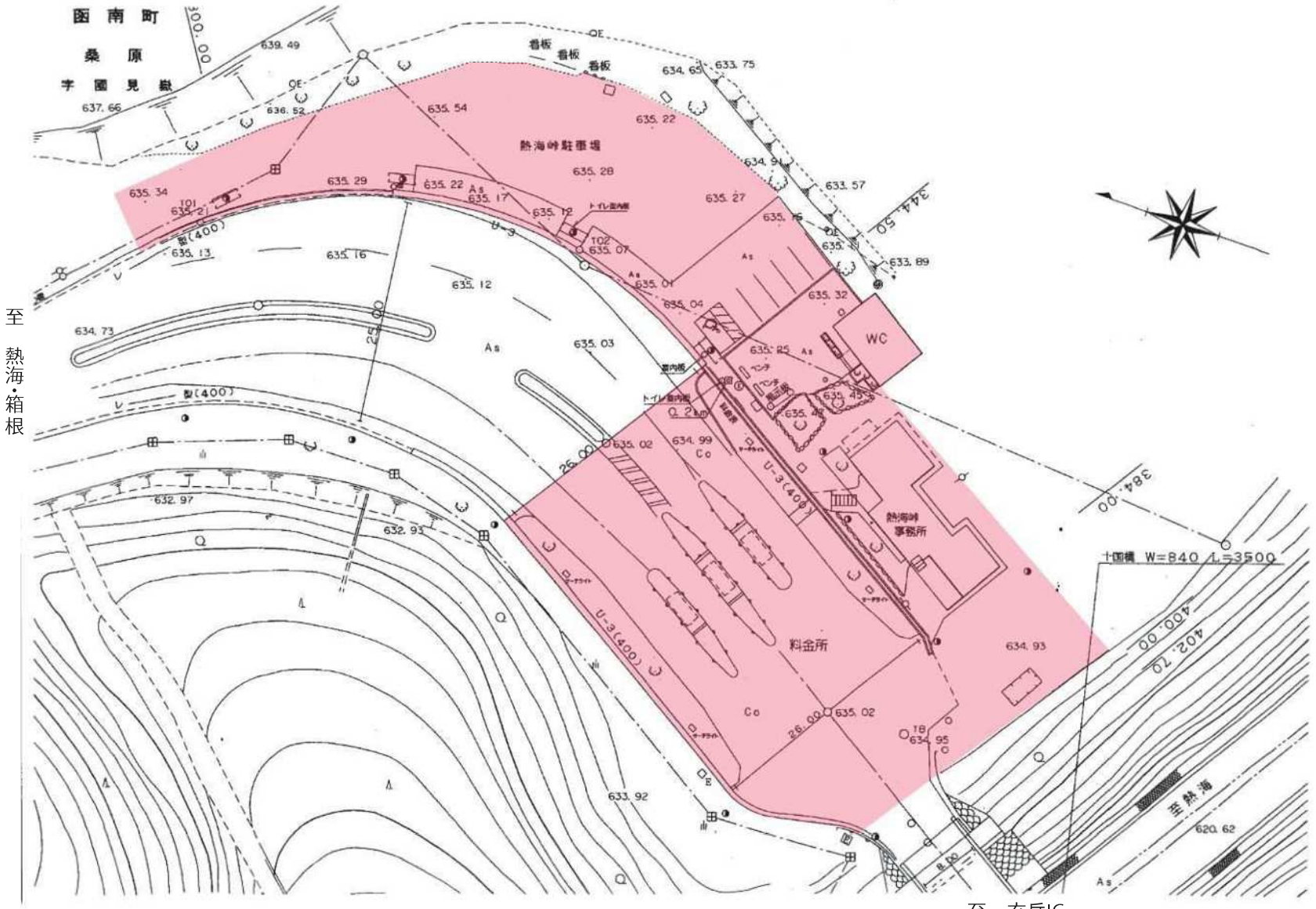
※上記の記載事項を満たしていれば、本様式に拘らず、受託者が任意の様式・用紙規格で記録することは差支えない。

別紙１

一般自動車道「伊豆スカイライン」路線図

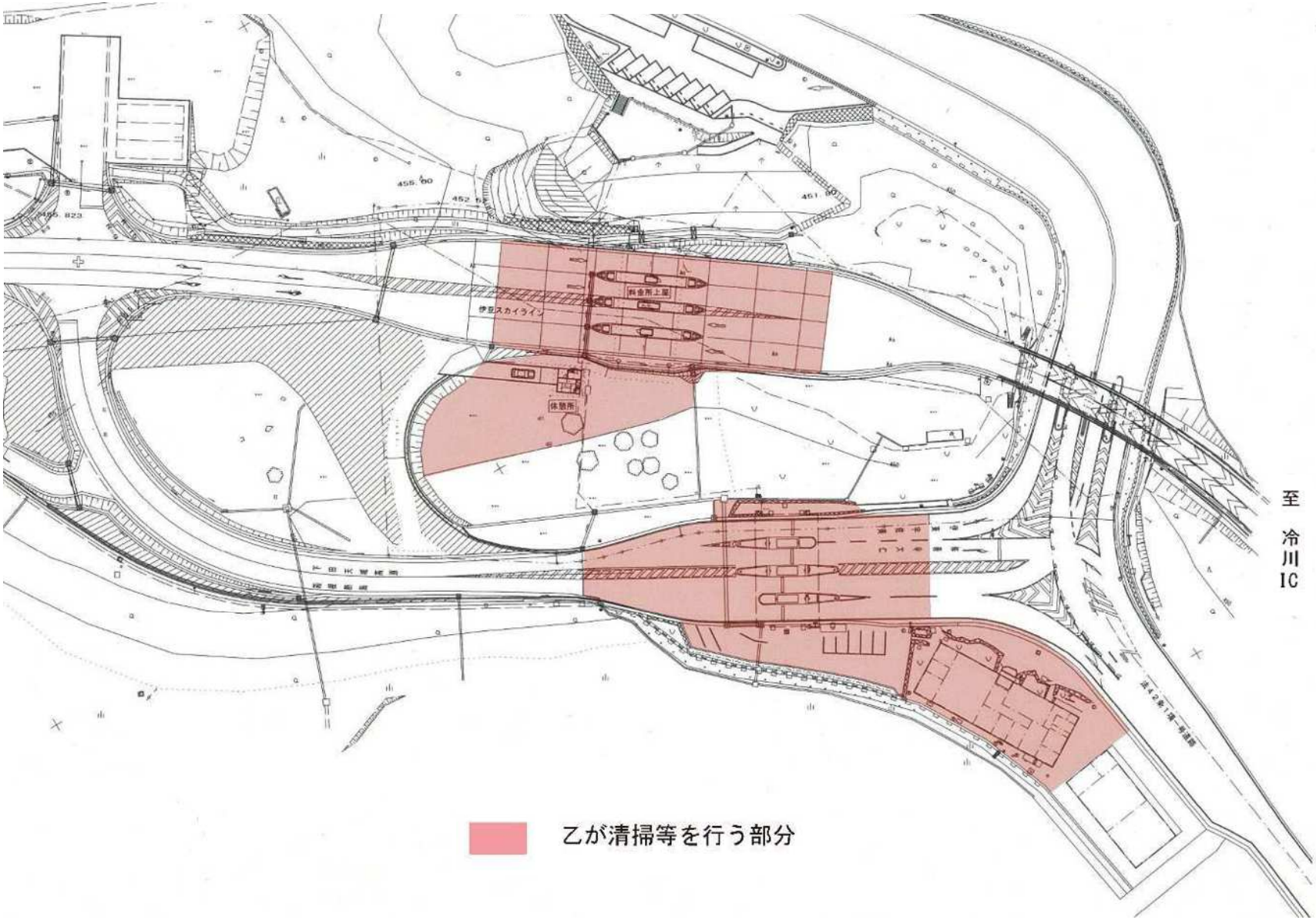


一般自動車道「伊豆スカイライン」熱海峠料金所周辺図



別紙2

一般自動車道「伊豆スカイライン」亀石峠料金所周辺図



別紙3

一般自動車道「伊豆スカイライン」冷川料金所周辺図

至　天城高原IC

至　伊東市街



至　亀石峠IC

至　修善寺市街

乙が清掃等を行う部分

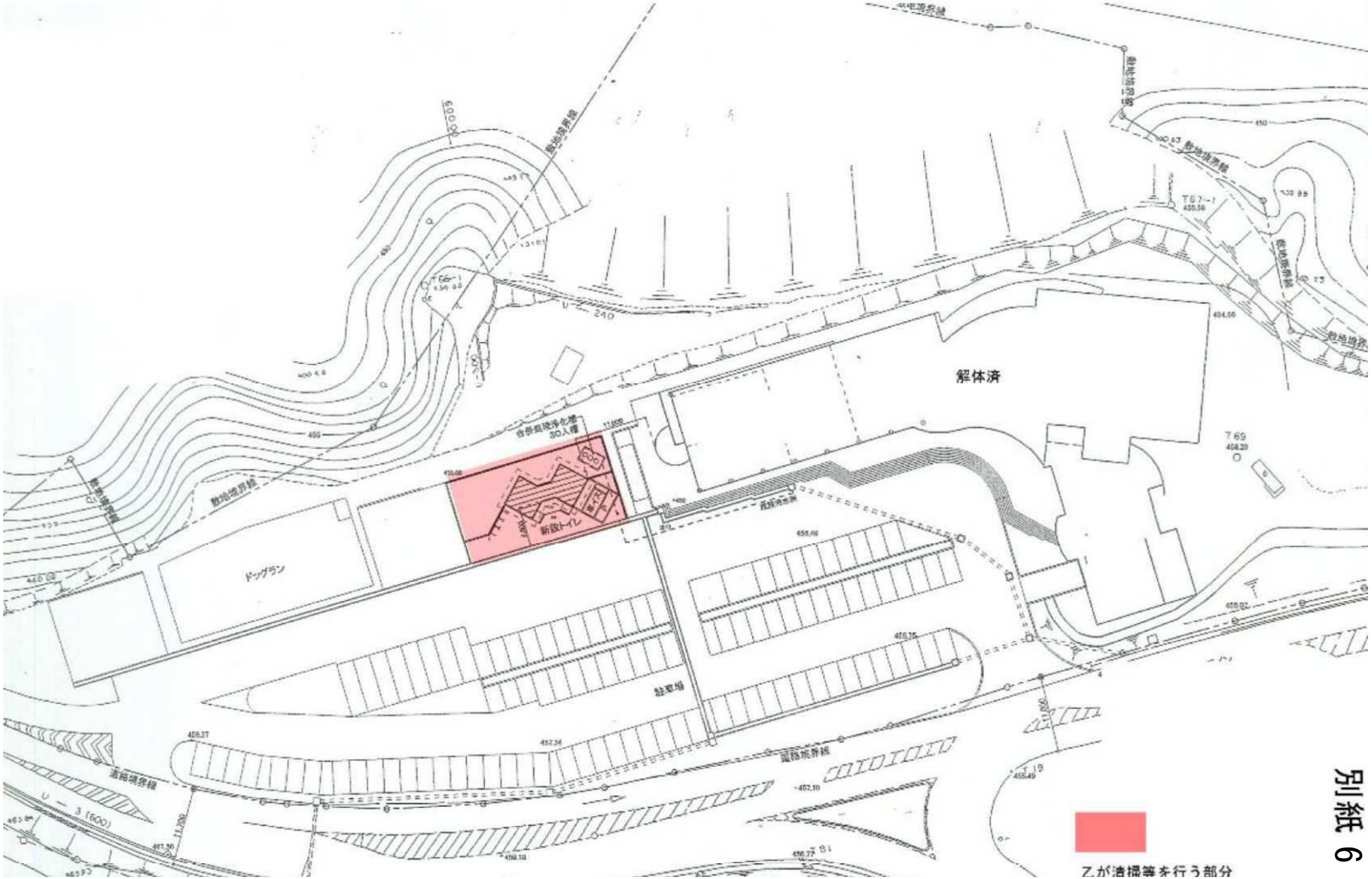
別紙4

一般自動車道「伊豆スカイライン」天城高原料金所周辺図



別紙5

一般自動車道「伊豆スカイライン」スカイポート亀石周辺図



別紙６

別表 1
料金及び回数券の料金並びに車種区分

一般自動車道「伊豆スカイライン」

1　車種の区分

車種＼内訳		車種の説明
二　輪　自　動　車		125cc 超の二輪車（側車付きを含む。）
軽　　自　　動　　車		乗用・貨物　　660cc 以下
小　型　自　動　車		乗用・貨物　　2000cc 以下
普　通　自　動　車		乗用車　　乗車定員 10 人以下 貨物車　　車両総重量８ｔ未満のもの。又は最大積載量 5t 未満のもの
バス型自動車	マイクロ	乗車定員 11 人以上 29 人以下で、かつ車両総重量 8t 未満のもの
	路線バス	路線を指定し定期に運行するもの
	その他	乗車定員 30 人以上又は車両総重量８ｔ以上のもの
大　型　貨　物　車		(1)　普通貨物自動車で車両総重量 8,000kg 以上のもの、又は最大積載量が 5,000kg 以上のもの。 (2)　普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。 (3)　大型特殊自動車

2　料金の適用方法
（1）3 に掲げる使用料金は、通行（片道）1 回ごとの料金とする。また、回数券の料金は、1 冊の料金とする。
（2）乗用自動車及び貨物自動車以外の自動車（特種用途自動車、小型特殊自動車、臨時運行の許可を受けた自動車等）については、車名、型式等を勘案して自動車の区分を定め、1 に掲げる料金を適用する。
（3）2 車軸のトラクタのみで通行する場合、普通車料金とする。(3 車軸のトラクタは大型［8ｔ以上］の料金になる。)
（4）大型車を除く連結車両については、1 台分の料金を徴収する。ただし、レッカー車、クレーン車等で事故車や故障車を牽引、又は牽引車が非牽引車をロープ、鎖等で牽引して通行する場合は、2 台分の料金を徴収する。(被牽引車にナンバープレートがあるものに限る)

3　使用料金

（単位：円）

車種＼区間		全線合計（参考）	徴収料金		
			熱海峠料金所	亀石峠料金所	天城高原料金所
		熱海峠～天城高原 ①+②+③	熱海峠～亀石峠 ①	亀石峠～冷川峠 ②※	冷川～天城高原 ③※
二輪自動車		900	350	350	200
二輪自動車（障害者割引）		460	180	180	100
軽・小型・普通自動車		1,300	500	500	300
軽・小型・普通自動車(障害者割引)		650	250	250	150
バス型自動車	マイクロ	3,250	1,250	1,250	750
	路線バス	3,250	1,250	1,250	750
	その他	5,200	2,000	2,000	1,200
大型貨物車		5,200	2,000	2,000	1,200

※ ②区間・③区間は冷川料金所でも取扱う。

4　定期通行券

（1）販売場所　　熱海峠料金所事務所
（2）適用区間　　熱海峠　～　山伏峠
（3）適用期間　　1ヶ月間（販売単位）
（4）販売条件　　事前申込及び通行車両の登録（車両番号等）
（5）車種及び金額

車種	販売料金(円)	摘要
二輪自動車	7,000	適用期間：1ヶ月を単位とする 適用区間：熱海峠～山伏峠 （熱海峠 IC・玄岳 IC・韮山峠 IC・山伏峠 IC） 熱海峠料金所では、利用者が提示した定期券に記載された適用条件等を確認のうえ、通行させること。
軽・小型・普通自動車	10,000	
マイクロバス	25,000	
その他バス	40,000	
大型貨物車	40,000	

5　招待券の扱い

料金所以外で配付された招待券（全線往復割引通行券等の再利用券）を利用客が持参した場合、通過した料金所においては、内容を確認の上、出口券に日付印を押印して通行させ、退出するときに通過する料金所において、出口券を回収して通行させる。

6　回数券料金

（単位：円）

区間	車種	回数券金額		
		11回券（10回分料金）	35回券（30回分料金）	75回券（60回分料金）
熱海峠～亀石峠	二輪	3,500	10,500	21,000
	小型車	5,000	15,000	30,000
	マイクロ	12,500	37,500	75,000
	路線バス	12,500	37,500	75,000
	大型車	20,000	60,000	120,000
亀石峠～冷川	二輪	3,500	10,500	21,000
	小型車	5,000	15,000	30,000
	マイクロ	12,500	37,500	75,000
	路線バス	12,500	37,500	75,000
	大型車	20,000	60,000	120,000
冷川～天城高原	二輪	2,000	6,000	12,000
	小型車	3,000	9,000	18,000
	マイクロ	7,500	22,500	45,000
	路線バス	7,500	22,500	45,000
	大型車	12,000	36,000	72,000

7　従業員通勤用自動車使用料金特別回数券

次の伊豆スカイライン沿線施設従業員が通勤のために当該道路を使用する場合など、当公社が許可を行った者に対して、この回数券を発売する。

この回数券を使用して伊豆スカイラインを通行する者は、許可を受けた車両の登録番号を各回数券面に記載しなければならない。

（単位：円）

施設名	割引対象区間	回数券	金額	
中伊豆リハビリテーションセンター	冷川⇔リハビリテーションセンター	74回券（37回往復券）	二輪	6,660
			小型	6,660
			バス型	16,650
			大型	26,640
宗教法人世界真光文明教団	冷川⇔世界真光文明教団	74回券（37回往復券）	二輪	6,660
			小型	6,660
			バス型	16,650
			大型	26,640
天城東急リゾート	冷川⇔天城高原	75回券	小型	13,500
			バス型	33,500
			大型	54,000
伊豆市天城高原区	天城高原⇔冷川	75回券	小型	13,500
			バス型	33,500
			大型	54,000

8　沿線施設利用車両の取扱い

利用者が次に記載する伊豆スカイライン沿線施設を利用した場合、使用券又は引換証に当該施設の証明印が押印してある場合、所定の区間の復路料金を免除する。

証明印が押印されていないことが料金所等で確認できた場合においては正規料金を徴収する。この取扱いが原因でトラブルが生じた場合は、各施設が責任を持って処理する。

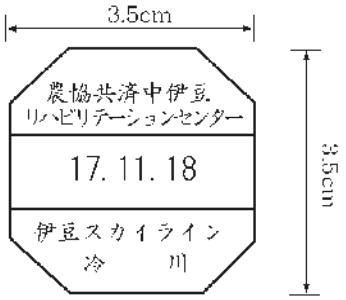
従業員通勤用自動車使用料金特別回数券が発行されている施設については、利用者にはすでに割引措置をしているため、この減免措置を適用しない。

（令和 8 年 10 月 1 日現在）

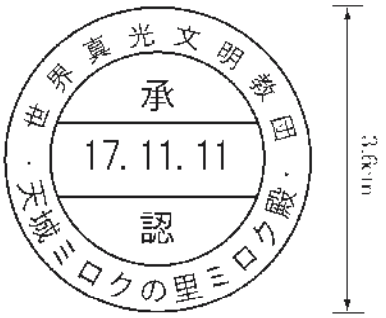
施設名	減免対象車両	減免料金	連絡先
中伊豆リハビリテーションセンター	・入院入所者車両 ・見舞客車両 ・医療訓練材料及び日常生活用品関係運搬車両	・冷川方面から天城高原料金所までの使用券 ・冷川⇔リハビリテーション間を対象 ・有効期限 2 日間	0558-83-2111
世界真光文明教団	・年間行事（大祭、月始祭）参加車両及びその他信者の参拝車両 ・教団への物品等納入車両	・冷川方面から天城高原料金所までの使用券 ・冷川⇔真光文明教団間を対象 ・有効期限 3 日間	0558-75-2700
伊豆スカイラインエンゼルフォレスト別荘地	・別荘利用車両 ・別荘地への物品等納入車両（別荘管理事務所業務車両を含む）	・亀石峠方面から冷川料金所までの使用券 ・亀石峠⇔別荘地間を対象 ・有効期限 3 日間	0558-83-0349
峠の茶屋	・施設利用者車両 ・施設への物品等納入車両	・冷川方面から亀石峠料金所までの使用券 ・冷川⇔峠の茶屋間を対象	0558-83-0229
中伊豆グリーン倶楽部	・施設利用者車両 ・施設への物品等納入車両	・天城高原料金所から冷川料金所までの使用券 ・天城高原⇔ゴルフ場間を対象	0558-83-3200
富士陽光ホテル	・施設利用者車両 ・施設への物品等納入車両	・冷川方面から天城高原料金所までの使用券 ・冷川⇔ホテル間を対象 ・有効期限 3 日間	0558-79-3611

沿線施設利用証明印

中伊豆リハビリテーションセンター



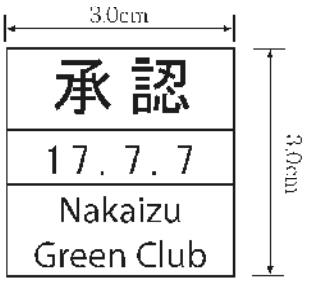
世界真光文明教団



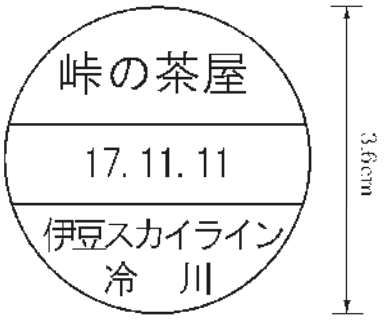
伊豆スカイライン小松別荘地



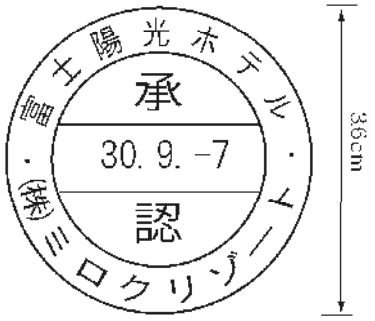
中伊豆グリーン倶楽部



峠の茶屋



富士陽光ホテル



別表２

伊豆スカイライン貸与施設等調書

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	※ 玄岳	※ 韮山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
施設等	事務所	○	○	○	○	○	○	○		
	料金所	○	○	○	○	○	○	○		料金収受機械・ETCX機器含む
	（料金収受機械）	○			○	○	○	○		
	（ETCX機器）	○			○		○	○		

※　料金所ではなくなったが、施設、設備等があるので当面そのままとする。

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	※ 玄岳	※ 韮山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
設備等	電話機	○	○	○	○	○	○		○	機器リース代は甲負担、使用料は乙負担
	FAX（コピー付）				○				○	機器リース代は甲負担、消耗品（純正品を使用）・使用用紙は乙負担
	エアコン	○	○	○	○	○	○	○		フィルター清掃等のメンテナンスは乙が実施
	防犯非常通報システム機器	○			○	○	○	○		乙は常に動作確認を行うこと
	消火器	○	○	○	○	○	○		○	更新は甲が行う
事務機備品	机	○	○	○	○	○	○		○	
	椅子	○	○	○	○	○	○		○	
	書庫	○			○				○	
	金庫	○			○	○	○		○	
	キャッシュボックス	○	○	○	○	○	○		○	
	硬貨計算機				○				○	

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	※ 玄岳	※ 韮山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
事務機 備品	紙幣計算機				○				○	リース代は甲負担
	硬貨包装機				○				○	
	ホワイトボード	○			○	○			○	
	テプラ				○				○	消耗品費用、故障時の修理費用は乙負担
	ラミネーター				○				○	消耗品費用、故障時の修理費用は乙負担
	裁断器				○				○	
	パソコン				○				○	故障時の修理費用は乙負担
	ブロードバンドルータ				○				○	
車両	道路 パトロール車	○			○		○		○	車検一式、1年点検費用及び自動車税は甲が負担 リース料は甲が負担
その他	更衣ロッカー	○	○	○	○	○	○		○	
	テレビ	○	○	○	○	○	○		○	
	高圧洗浄機	○			○				○	
	石油ストーブ	○	○	○	○	○	○		○	
	アルコール 検知器	○			○		○		○	

項目	品目	料金所						管理分担		備考
		熱海	※ 玄岳	※ 韮山	亀石	冷川	天城	甲	乙	
事故対応用具	写真機				○				○	
	コンベックス				○				○	
	保安ロープ				○				○	使用分の返却不要
	セーフティーコーン				○				○	
	停止表示機材				○				○	
	方向指示板				○				○	
	事故処理中表示板				○				○	
	油吸着剤（10kg）				○				○	使用分の返却不要
	消火器				○				○	使用分の返却不要
	ヘルメット				○				○	
	安全ベスト				○				○	
	懐中電灯				○				○	
	箒				○				○	
	スコップ				○				○	
	保安ライト				○				○	
	手旗（赤白及び赤黄）				○				○	
	チリトリ				○				○	
	火ばさみ				○				○	

別表 3

事務所及び料金所のうち受託者が修理する項目

項目	内　　容
建物施設	（事務所） 1　故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入 ①　畳表替、障子及び襖の張り替え ②　建物内部、襖及びガラス戸等の不良、破損修繕 ③　屋内に面する壁、天井、床の塗装 ④　網戸の修繕 ⑤　サッシクレセント引手の修繕及び取替え ⑥　玄関ドア 鍵の修繕及び取替、ドアのチェック・調整、蝶番のビス緩み等による開閉不良、その他付属品の取替（屋外物置ドアも同様） ⑦　屋内の木製建具の鍵、蝶番、ストッパー、戸車、レールの修繕及び取替 ⑧　台所棚、押入棚の取替又は修繕 ⑨　カーテン、ブラインド
付属施設	（事務所） 1　故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入 ①　給排水施設 水栓の水漏れ及び取替、水栓のパッキンの取替、フラッシュ弁の水漏れ、洗面器排水トラップの水漏れ、ロータンクの水漏れ（ロータンクの洗浄管接続部）、ロータンク便器の間の洗浄管の水漏れ、ロータンク内部ボールタップ調整、陶器類のひび割れ等による修繕又は取替、流し排水トラップの詰り、流し排水トラップと配水管接続部からの水漏れ、排水管（横走管縦管）の詰り清掃、屋外の排水溝・排水管の詰り清掃、流し台・洗面器破損取替、風呂釜・給湯器の修繕及び取替 ②　電気施設 スイッチ・コンセント・天井引掛シーリングの不良、照明器具の不良・その他破損、換気扇修繕及び取替 ③　ガス施設 ガス栓の不良箇所点検・取替、ガス栓用ゴムホースの不良・破損による取替 2　電気施設　　電球・蛍光灯管の取替（グローランプを含む） （料金所） 電球・蛍光灯管の取替（信号灯及び情報板の電球、上屋及び情報板の蛍光灯を除く） （その他） 使用上当然負担しなければならない補修修理、故意過失又は紛失によるもの

注）信号灯及び情報板の電球及び上屋及び情報板の蛍光灯のうち、交換可能なものについては、甲が支給する電球等により乙が交換する。